

**令和5・6年度
比企広域市町村圏組合
競争入札参加資格審査申請の手引き
(追加申請用)**

- A. 建設工事**
- B. 設計・調査・測量**
- C. 物品納入・その他業務**

申請の受付期間

**令和6年1月23日（火）
～令和6年2月9日（金）**

申請方法

郵送による申請（消印有効）

※注意

**比企広域市町村圏組合の競争入札参加資格申請は
埼玉県電子入札共同システムには対応しておりません**

【書類提出・問合せ先】

比企広域市町村圏組合 総務課

〒355-0073

埼玉県東松山市上野本1300-1

TEL 0493-23-9331

目 次

I 申請の概要	-1-
1 追加申請対象者	-1-
2 申請できない者	-2-
3 資格の有効期間	-2-
4 参加資格審査基準日	-2-
5 申請する業種（又は業務）	-2-
6 受付期間	-2-
7 提出方法	-2-
8 提出書類	-3-
9 問合せ先	-3-
II 申請者の資格	-4-
1 「建設工事」に関する申請者の資格	-4-
2 「建設工事」の受注希望工事に関する申請者の資格	-4-
3 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格	-5-
III 提出書類	-6-
1 申請の単位	-6-
2 提出書類について	-6-
(1) 提出・添付書類一覧（共通）	-6-
(2) 業務別提出書類一覧	-8-
(3) 書類のまとめ方	-10-
(4) 書類の作成部数について	-10-
3 申請書の作成について	-11-
(1) 比企広域市町村圏組合競争入札参加資格申請書【様式第1号】	-11-
(2) 比企広域市町村圏組合競争入札参加資格申請書(基本共通情報)【様式第2号】	-11-
(3) 比企広域市町村圏組合競争入札参加資格申請書(基本個別情報)【様式第3号】	-14-
(4) 比企広域市町村圏組合建設工事請負共通情報【様式A-1号】	-15-
(5) 比企広域市町村圏組合建設工事請負個別情報【様式A-2号】	-16-
(6) 比企広域市町村圏組合設計・調査・測量共通情報【様式B-1号】	-18-
(7) 比企広域市町村圏組合設計・調査・測量個別情報【様式B-2号】	-20-
(8) 比企広域市町村圏組合物品納入・その他業務個別情報【様式C-1号】	-21-
4 添付書類について	-22-
(1) 提出部数について	-22-
(2) 添付書類（共通）の説明について	-22-
別表1 「建設工事」業種コード	-別添-
別表2 「設計・調査・測量」業務コード	-別添-
別表3 「物品納入・その他業務」業務コード	-別添-

I 申請の概要

この申請は、令和５・６年度の比企広域市町村圏組合競争入札参加資格者名簿（以下「令和５・６年度名簿」）登載を希望する事業所を対象としています。すでに令和５・６年度名簿に登録されている事業所は申請不要です。

※この比企広域市町村圏組合独自の競争入札参加資格申請は、
全て「埼玉県電子入札共同システム」には対応しておりません。

1 追加申請対象者

- (1) 令和６年度において、比企広域市町村圏組合が締結する次に掲げる契約の競争入札に参加を希望する者
- A 建設工事
 - B 設計・調査・測量
 - C 物品納入・その他業務
 - ア 物品納入
物品の販売、賃貸借契約及び建設資材の納入
 - イ その他業務
清掃、警備、印刷製本、電算業務、土木施設維持管理、その他業務委託
- ※詳細については、別表３「物品納入・その他業務」業務コードを参照してください。
- (2) 当組合の令和５・６年度資格者名簿に登録があり、申請業種（又は業務）を追加希望する者

なお、以下の申請については、今回の追加申請の対象とはなりません。

<例１> 登録されている業種（又は業務）を変更する場合
当初『建築工事』の【土木】【建築】【とび】【ほ装】【塗装】の５業種で登録していたが、【塗装】に変えて【防水】にしたい。

<例２> 登録されている事業所を変更する場合
当初登録した事業所名を「(株)□□工業 A支店」から
「(株)□□工業 B支店」へ事業所名を変更したい。



競争入札参加資格者変更届による手続きとなります。

2 申請できない者

次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項で準用する同令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、比企広域市町村圏組合の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 談合、独占禁止法違反行為等により、比企広域市町村圏組合を構成する市町村（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村）にて競争入札参加資格を抹消され、2 年間経過していない者
- (4) 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税が完納していない者

3 資格の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間

4 参加資格審査基準日

申請日前直近の決算日（決算手続きが完了したもの）

5 申請する業種（又は業務）

申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所のそれぞれ（申請事業所ごと）で「5 業種」までです。5 業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は、重ねて申請（重複登録）はできません。

6 受付期間

令和 6 年 1 月 23 日（火）から令和 6 年 2 月 9 日（金）まで

※令和 6 年 2 月 9 日（金）の消印有効とします。

7 提出方法

郵送（簡易書留、レターパックなど送付した記録が残る方法）とします。

様式等は、A 4 版の大きさに統一してください。

提出書類の確認ができ次第、同封していただく返信用封筒にて受付証を送付いたします。

提出先	〒355 - 0073
	埼玉県東松山市上野本 1300-1
	比企広域市町村圏組合 総務課 宛

※宛名に「競争入札参加資格審査申請書 在中」と明記してください。

必ず記録が残る方法でお送りください。これらによらない場合の事故については、責任を負いません。

8 提出書類

- (1) 提出書類は、6～7頁の「(1)提出・添付書類一覧(共通)」及び8～9頁の「(2)業務別提出書類一覧」のとおりとします。
- (2) 申請書類は、11頁以降の「3申請書の作成について」を参照の上、作成してください。

9 問合せ先

比企広域市町村圏組合 総務課

TEL 0493-23-9331

Ⅱ 申請者の資格

1 「建設工事」に関する申請者の資格

(1) 申請に関する資格について

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること（代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること）
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

※建設業の許可、経営事項審査についての問い合わせ先

・埼玉県の中に事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 TEL 048-830-5176
審査・指導監督担当 TEL 048-830-5171

・2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 TEL 048-601-3151

2 「建設工事」の受注希望工事に関する申請者の資格

(1) 資格を証明する書類の提出について

次の表に掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については「資格情報を証明する書類」は不要です。

業種名	工事分類名	資格情報を証明する書類	登録機関名
電 気 工 事 業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等(※1)	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管 工 事 業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業業者届出書」(「表面」と「裏面」)(※2)	埼玉県知事
電 気 通 信 工 事 業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、AI 第1種、アナログ第2種、AI 第2種、総合種又は AI・DD 総合種)」の資格者証	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、デジタル第2種、DD第2種、総合種又は AI・DD 総合種)」の資格者証	
消 防 施 設 工 事 業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

※ 1 電気工事業開始届の「届出受理通知書」等についての問い合わせ先

- ・ 埼玉県内にのみ営業所がある場合
埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 TEL：048-830-8435
 - ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全てひとつの産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課(注1)
 - ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課(注1)
- (注1) 問合せは原則メールになります。当該部署のホームページを参照してください。

※ 2 「特例浄化槽工事事業者届出書」等についての問い合わせ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 TEL：048-830-5176

(注2) 浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出している必要があります。

3 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

(1) 「設計・調査・測量」申請に関する登録及び資格について

下記の登録を希望する場合、その情報を証明する書類を提出してください。

登録名称	登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による 申請の可否
測量業者登録	測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等 ※1	国土交通大臣 (地方整備局長)	申請する事業所で登録が必要
建築士事務所登録 (建築関連コンサルタント)	建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等 ※2	都道府県知事等	「建築意匠」は申請する事業所での登録が必要
地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能
補償コンサルタント登録	補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能
建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能
不動産鑑定業者登録	不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事	登録が必要
計量証明事業者登録	計量法第109条の規定に基づく登録通知等事業区分ごとに登録しているもの(長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事等	登録が必要
土地家屋調査士登録	土地家屋調査士連合会発行(申請日前3か月以内の発行)の土地家屋調査士登録証明書 ※3	日本土地家屋調査士連合会	登録が必要 ※4

※ 1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書(第一面と別紙)」を提出してください。

※ 2 建築士事務所登録のうち「建築意匠」を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書」を提出してください。

※ 3 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

※ 4 次のいずれかを、商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

- ・ 土地家屋調査士事務所
- ・ 土地家屋調査士法人
- ・ 社団法人〇〇〇〇公共嘱託登記土地家屋調査士協会

Ⅲ 提出書類

1 申請の単位

申請については、「会社（個人事業者の場合は事業主）単位」ではなく、「事業所（本店・支店・営業所等）を単位」として申請していただきます。

本店と支店で申請業務を分けて登載を希望される場合は、それぞれの事業所で申請書の提出が必要となります。

また、会社としての情報（例：営業年数等）については、申請する事業所全てに同じ情報を記入していただくことになりますので、ご注意ください。

2 提出書類について

（１） 提出・添付書類一覧（共通）

書 類 名	適 用	様 式	説明
比企広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請書	すべての申請において必須	第 1 号	11 頁
比企広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）	すべての申請において必須	第 2 号	
比企広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）	すべての申請において必須	第 3 号	14 頁
委任状	代理人を置く場合に提出	第 4 号	22 頁
使用印鑑届	本店代表者が申請する場合に提出	第 5 号	
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書《写し可》	申請日前 3 か月以内発行のもの 【法人のみ対象】	—	
法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）《写し可》	税務署が発行したもので、 申請日前 3 か月以内発行のもの ※免税事業者の場合も必ず提出 【法人のみ対象】※未納の場合、申請不可	—	
法人市町村民税又は個人市町村民税の納税証明書《写し可》	申請日前 3 か月以内発行のもの 【申請事業所が比企広域管内にある事業所のみ】 ※未納の場合、申請不可	—	23 頁
身分（元）証明書《写し可》	本籍地の市町村で発行 申請日前 3 か月以内発行のもの 【個人事業者のみ対象】	—	
後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書《写し可》 （被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）	申請日前 3 か月以内発行のもの 【個人事業者のみ対象】 ※ 詳しくは東京法務局民事行政部後見登録課 TEL 03-5213-1360 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html	—	

書 類 名	適 用	様 式	説明
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）《写し可》	税務署が発行したもので、申請日前３か月以内発行のもの ※免税事業者の場合も必ず提出 【個人事業者のみ対象】	—	23 頁
組合員名簿	記入する組合員は全組合員が対象 組合員名が個人の場合は商号を、法人の場合は法人名を記入（任意様式可） 【中小企業等共同組合等に限る】	第 6 号	24 頁
役員名簿		第 7 号	
官公需適格組合の証明書の写し	官公需適格組合の証明を受けている組合のみ	—	
障害者雇用に係る書類 ①障害者雇用状況報告書の写し ②障害者雇用の証明書（様式第 8 号） ※②は①の提出義務のない事業者で、障害者を雇用している場合	①「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者 所轄の公共職業安定所に提出した直近のもの（令和 4 年 6 月 1 日現在の状況を報告したもの）の写しを提出	—	
	②「障害者雇用状況報告書」の提出義務のない事業者で、障害者を雇用している場合のみ提出	第 8 号	
ISO 認証取得登録証の写し（ISO9000/ISO14000 シリーズ）	申請日現在で、認証取得している場合（ただし、申請業務に限る）	—	
代理申請する場合の委任状	行政書士が委任を受けて申請する場合に提出	—	
返信用封筒（受付証の送付用） 【すべての申請において必須】	返信用封筒に受付証の送付先を記載し、84 円切手を貼ったものを同封（返信用封筒：長 3 または長 4 封筒） ※行政書士事務所等に送付希望の場合は、申請業者名を必ず記載	—	—
チェックリスト	提出が必要なものをチェック欄に記入の上、提出 【すべての申請において必須】	—	—

(2) 業務別提出書類一覧

●建設工事

書 類 名	適 用
比企広域市町村圏組合建設工事請負共通情報【様式A-1号】	記入要領は15頁参照
比企広域市町村圏組合建設工事請負個別情報【様式A-2号】	記入要領は16頁参照
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数あるものは最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月)
建設業許可通知書又は許可証明書《写し可》	申請日現在で有効なすべての業種について提出 許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印のある変更届等の写しを提出 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の受理印のある更新申請書の写しを提出
建設業許可申請書(表紙)及び別表(別紙二)の写し	許可行政庁の受理印のあるもの 「表紙」及び「別表(別紙二)」の写しのみ提出 それ以外の添付書類は提出不要 ※変更があった場合は、「建設業許可変更届」の写しも提出
資格情報の写し	対象工事を希望する場合、提出 詳しくは「建設工事」の受注希望工事についての申請者の資格(4頁参照)
監理技術者の状況【様式A-3号】	申請日現在監理技術者がいる場合、提出 監理技術者資格者証の写しについては、2名以上いる場合であっても1名分のみとし、有効期間内のもので、資格者証に記載されている所属建設業者名が申請事業所と一致しているものに限る
建設業労働災害防止協会加入証明書《写し可》	加入している場合は、提出 (申請日前3か月以内発行のもの)
工事経歴書【様式A-4号】	申請工事業種ごとに、審査基準日前2年間の主な実績を10件以内で記入 任意様式可とし、冊子は不可

●設計・調査・測量

書 類 名	適 用
比企広域市町村圏組合設計・調査・測量共通情報【様式B-1号】	記入要領は18頁参照
比企広域市町村圏組合設計・調査・測量個別情報【様式B-2号】	記入要領は20頁参照
登録情報を証明する書類の写し	登録がある場合、提出 測量業務及び建築関連コンサルタント業務（建築意匠）を支店等で申請する場合については、その支店等が登録されていることがわかるものを提出（5頁参照）
業務経歴書【様式B-3号】	申請業務ごとに審査基準日前2年間の主な実績を10件以内で記入 任意様式可とし、冊子は不可

●物品納入・その他業務

書 類 名	適 用
比企広域市町村圏組合物品納入・その他業務個別情報【様式C-1号】	記入要領は21頁参照
財務諸表（直近事業年度分）	法人：貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は利益処分計算書か損失処分計算書の写し 個人：所得税確定申告書（全頁）及び所得税青色申告決算書（全頁）の写し
当該登録等を受けたことを証する書類の写し	登録、免許、許可等を要する業種、取扱品目にあつては、当該登録等を受けたことを証する書類の写しを必ず添付 例）産業廃棄物収集運搬業許可証、貨物・旅客自動車運送事業免状、警備業認定証、建築物環境衛生監理技術者証、危険物取扱者免許証、不動産鑑定業務者登録証等
業務経歴書【様式C-2号】	申請業種ごとに審査基準日前2年間の主な実績を10件以内で記入 任意様式可とし、冊子は不可

(3) 書類のまとめ方

申請時の提出書類は以下を参考に、「共通情報書類－個別情報書類－提出・添付書類」の順にまとめて提出してください。

①共通情報書類

1. 比企広域市町村圏組合
競争入札参加資格審査
申請書

【様式第1号】

2. 比企広域市町村圏組合
競争入札参加資格審査
申請書(基本共通情報)

【様式第2号】

3. 比企広域市町村圏組合
競争入札参加資格審査
申請書(基本個別情報)

【様式第3号】

②個別情報書類

比企広域市町村圏組合業務別
共通・個別情報

【様式A～B-1・2号、C-1号】

③提出・添付書類（必要な書類のみ）

※提出・添付書類の順番は「2. 提出書類について」の
「(1) 提出・添付書類一覧（共通）」及び「(2) 業
務別提出書類一覧」（6頁～9頁）の表の順に並べて
ください。

※まとめた書類はファイルに綴じたりクリアファイルに入れたりせず、クリップでとめて郵送してください。

(4) 書類の作成部数について

書類（申請書類・添付書類共通）については、**各1部**を提出してください。

複数の業種で申請の場合、業種ごとに1部ずつ提出してください。

例)「建設工事」、「物品納入・その他業務」の2業種で申請する場合

「建設工事」提出書類 上記①～③を 1部

「物品納入・その他業務」提出書類 上記①～③を 1部

したがって、①の共通情報書類等は 合計2部 必要

書類の不備が無いようにチェックリストにて確認の上、提出をお願いいたします。

提出書類の確認後、返信用封筒にて「受付証」を送付いたします。

※受付証が3月5日（火）までに届かない場合は、総務課までご連絡いただきますようお願いいたします。

3 申請書の作成について

【申請書全体の注意】

・申請書は、パソコン等で作成するか、黒のペン又はボールペンで記入してください。鉛筆では記入しないでください。また、書き間違えた場合は、修正液等を使用して修正してください。訂正印は必要ありません。

(1) 比企広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請書【様式第1号】

ア 「比企広域記入欄」について

記入しないでください。

イ 日付は、申請する日付を記入してください。

ウ 「事業所の所在地又は住所」、「商号又は名称」、「事業所名」、「事業所代表者役職名」、「事業所代表者氏名」欄について

(ア) 申請する事業所の情報を記入してください。

(イ) 【様式第2号】の「申請事業所情報」と同じになります。

エ 「事業所代表者氏名」欄の“印”には【様式第4号】の“受任者”又は【様式第5号】の“代表者印（実印）”と同様の印を押印してください。

(2) 比企広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報) 【様式第2号】

ア 「比企広域記入欄」について

記入しないでください。

イ 日付は、申請する日付を記入してください。

ウ 「商号等（本店情報）」欄について

(ア) 「法人又は個人の区分」欄は、該当する番号を“○”で囲んでください。

(イ) 「商号又は名称(カナ)」欄及び「フリガナ」欄は、すべて大文字の“カタカナ”で記入してください。

例	誤)	シ	ヨ	ウ	カ	⇒	正)	シ	ヨ	ウ	カ
---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

また、濁音「゛」、半濁音「゜」は、一文字として扱いませんので、同じマスに記入してください。

例	誤)	イ	シ	ハ	゛	シ	⇒	正)	イ	シ	ハ	シ
---	----	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

なお、「商号又は名称(カナ)」欄には、法人の種類を表す名称（例：「カブシキガイシャ」等）は省略してください。

(ウ)「商号又は名称」欄の、法人の種類を表す文字については、略さず記入してください。

(株) ⇒

株	式	会	社
---	---	---	---

 (有) ⇒

有	限	会	社
---	---	---	---

など

(エ)「代表者役職名」欄については、法人にあっては履歴(現在)事項全部証明書どおりの役職名を記入し、個人事業者にあっては“代表者”と記入してください。

(オ)「フリガナ」欄、「代表者氏名」欄については、姓と名の間は1文字空けて記入してください。

(カ)登記上の所在地と本店の所在地が異なる場合は本店の所在地を記入してください。

(キ)「字等」欄の、所在地の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、“— (ハイフン)”を用いて記入してください。大字(オオアザ)、字(アザ)は省略してください。

例 大字上野本1300番地1 ⇒

上	野	本	1	3	0	0	—	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---

エ 「申請事業所情報」欄について

(ア)「申請事業所情報」欄については、事業所等(例：支店)へ業務を委任する場合は、その事業所等の情報を記入し、主たる営業所(本店等)で申請する場合は、主たる営業所の情報を記入してください。

(イ)「事業所名」欄については、以下のとおり記入してください。

- ・本店で申請する場合・・・“本店”
- ・代理人(支店・営業所等)で申請する場合・・・“〇〇支店”“〇〇営業所”
- ・本店内で代理人を選任し申請する場合・・・“〇〇部(課)”等

(契約権限が代表取締役ではなく、本店内の取締役や〇〇部長などに委任する場合)

(ウ)「申請事業所情報」が「商号等(本店情報)」の内容と同じ場合(本店で申請する場合)、「事業所名」欄に“本店”と記入し、「字等」欄に“同上”と記入していただければ、「申請事業所情報」のその他の欄の記入は不要です。その場合は「商号等(本店情報)」の内容で登録されます。

(エ)「字等」欄の、所在地の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、“— (ハイフン)”を用いて記入してください。大字(オオアザ)、字(アザ)は省略してください。

例 大字上野本1300番地1 ⇒

上	野	本	1	3	0	0	—	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(オ)「申請事業所の代表者役職名」欄については、事業所等へ業務を委任する場合はその役職名を記入し、本店で業務を行う場合は前記ウの(エ)にしたがって記入してください。

(カ)「フリガナ」欄、「代表者氏名」欄については、姓と名の間は1文字空けて記入してください。

(キ)「電子メールアドレス」欄は、比企広域市町村圏組合より通知書等が送られた場合に、必ずご覧いただける電子メールアドレスにしてください。

オ 「個人の場合のみ」欄について

この欄は、個人事業者に限り、契約を締結する能力があるかどうかを確認するために必要ですので、被後見人（成年被後見人・被補佐人・被補助人を含む）として東京法務局に登録されていなければ、“０ 無し”を“○”で囲んでください。（“有り”の場合は申請を受け付けできません。）なお、法人が申請する場合は“０ 無し”を“○”で囲んでください。

カ 「申請事務担当者」欄について

(ア) この申請書及び添付書類を作成した方、又は、この申請の内容に係る質問等に応答できる方の氏名等を記入してください。

(イ) 行政書士が申請代理人である場合は、「行政書士氏名」欄に氏名を、「電話番号」欄に行政書士の電話番号を記入し、「行政書士押印欄」に押印してください。

キ 「障害者雇用状況」欄について

(ア) 申請日直近の６月１日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の“１有り”を“○”で囲み、所轄の公共職業安定所に提出した直近の報告書の、障害者雇用人数及び達成状況（“０未達成”、“１達成”の該当する項目を“○”）を記入してください。

(イ) 「障害者雇用状況報告書」の提出義務のない事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の“０ 無し”を“○”で囲み、障害者雇用人数（雇用していない場合は“０”）を記入してください。なお、「法定雇用率達成状況」欄は、「様式第８号」に該当する障害者を雇用している場合“１達成”を、雇用していない場合は、“０未達成”を“○”で囲んでください。

ク 「ＩＳＯ９０００／ＩＳＯ１４０００シリーズ」欄について

(ア) 申請日現在で有効であり、申請業務について認証取得している場合に“１有り”を“○”で囲み、「認証機関名」、「登録番号」を記入してください。

(イ) 「登録・更新年月日」は、認証を更新している場合は更新日を記入してください。

ケ 「実績情報」欄について

(ア) 「建設工事」のみ申請する場合

申請日現在有効な経営事項審査の審査基準日（有効な審査基準日が複数ある場合は審査基準日が直近のもの）の金額及び年数を記入してください。

(イ) 「設計・調査・測量」を申請する場合

「資本金」欄及び「自己資本額」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。また、「営業年数」欄は、直近の決算日（決算手続きが完了したもの）において、申請業務のうち、営業年数の長いもの（ただし、休業等の期間を除く）を記入してください。

(ウ) 「建設工事」を含む複数の業務を申請する場合

「資本金」欄及び「自己資本額」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。また、「営業年数」欄は、(ア)と(イ)を比べて、営業年数の長いもの（ただし、休業等の期間を除く）を記入してください。

(3) 比企広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)
【様式第3号】

ア 「本社情報」及び「事業所情報」欄について

「本社情報」及び「事業所情報」欄の“地区コード”は以下を参考にコードを記入してください。

区分	コード		適用	説明
本社情報	地区コード	01	管内	比企広域管内に本店がある場合
		02	県内	埼玉県内に本店がある場合
		03	県外	埼玉県外に本店がある場合
事業所情報	地区コード	01	管内	比企広域管内に本店がある場合
		02	準管内	比企広域管内に支店等がある場合
		03	県内	埼玉県内に本店がある場合
		04	準県内	埼玉県内に支店等がある場合
		05	県外	埼玉県外に本店又は支店等がある場合

イ 「納付状況」欄について

(ア) 申請日現在での納付状況について、該当する項目を“○”で囲んでください。なお、全ての税目において免税事業者となっている場合は、“3 課税対象外”を選択してください。

(イ) 対象税目は以下のとおりとなります。

- ・消費税及び地方消費税
- ・法人税（個人の場合は所得税）
- ・法人市町村民税（個人の場合は個人市町村民税）

(ウ) 上記(イ)の税目のいずれかに未納がある場合は、受付けないことがありますので、ご注意ください。

(エ) 納税証明書を提出してください。（提出書類は「Ⅲ. 提出書類」－「2. 提出書類について」－「(1) 提出・添付書類一覧（共通）」（5頁）を参照してください。）

なお、非課税の税目がある場合は「非課税証明書」を提出してください。

ウ 「主要取引金融機関」欄について

主に取引のある金融機関名及び支店名を記入してください。

エ 「予備」欄について

基本共通情報の「商号等」の所在地が登記（又は住民登録）上の本店の所在地と異なる場合、登記（又は住民登録）上の所在地を記入してください。

所在地は都道府県名から記入してください。

(4) 比企広域市町村圏組合建設工事請負共通情報 【様式 A－1 号】

ア 「許可番号」欄について

申請日現在有効な建設業許可番号を記入してください。

イ 「監理技術者数」欄について

申請日現在、直接的かつ恒常的な雇用にある者で一般財団法人建設業技術者センターから“監理技術者資格者証”の交付を受けた方の人数（監理技術者証の有効期限内であること）を記入し、監理技術者の状況（様式 A－3 号）を提出してください。講習修了証の写しは提出不要です。

ウ 「建設業労働災害防止協会加入の有無」欄について

申請日現在で加入している場合に対象となります。加入している場合は“ 1 有 ”を、加入していない場合は“ 0 無 ”の番号を“ 〇 ”で囲み、加入している場合は建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）を提出してください。

エ 「審査基準日」欄について

今回申請する際に提出する経営事項審査の総合評価値通知書の審査基準日を記入してください。

経営事項審査の総合評価値通知書の有効期限は、審査基準日から 1 年 7 か月までです。また、申請日現在有効な経営事項審査の総合評価値通知書が複数ある場合は、直近の審査基準日の通知書を採用しますので、御注意ください。

※ 重要

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評価値通知書が提出できない場合は、申請を受け付けません（仮受付は行いません）。

(5) 比企広域市町村圏組合建設工事請負個別情報 【様式A-2号】

ア 「業種名」欄について

別表1「建設工事」業種コードを参照し、今回申請する業種（5業種以内）を記入してください。

※ 重要

- 経営事項審査を受審していない業種は申請できませんのでご注意ください。
- 申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して最大5業種です。
- 5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することはできません。
- 一度申請した業種を変更することはできませんので、ご注意ください。

イ 「工事名」欄について

別表1の「建設工事」業種コードの「受注希望工事分類」欄を参考に、受注希望する工事分類名を記入してください。

ウ 「実績高割合」欄について

- (ア) 経営事項審査で受審した業種の完工高を、工事分類名の工事で割合を振り分けてください。
- (イ) 上記(ア)で振り分けた割合を、希望する工事分類に記入し、希望する工事分類に該当しない工事の売上げについては、『希望しない工事』欄にその割合を記入してください。
(工事分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が“100%”となるように記入してください。)
申請する業種ごとの実績高割合の合計は、各業種で“100%”になります。
なお、工事分類名の工事の実績高割合が“0%”でも申請希望は可能です。
- (ウ) 工事の種類を特定できない場合には、工事内容により、主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。
- (エ) 経営事項審査で売上げ実績がない業種を申請する場合、希望する各工事の実績高割合は“0%”を記入してください。「希望しない工事」「割合合計」も“0%”を記入してください。

エ 次頁の表の工事の受注を希望する場合は、「資格情報」欄に、次の表の右欄に記載した資格情報及び登録機関名を記入してください。

なお、資格取得者が複数いる場合は、1名分（主な方）の情報を記入し、その資格情報（届出書等）の写しを提出してください。

※ 重要

資格情報等の記入及び書類の提出がない場合は、申請を受け付けません。

業種名	工事分類名	資格情報欄の記入内容	記入例
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の届出番号又は「通知受理通知書」の通知番号	埼玉県知事0000
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業業者届出書」の届出番号	埼玉県知事1111
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（アナログ第1種、AI第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、AI第2種、総合種またはAI・DD総合種）」の資格者証番号	AU00A12345
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種またはアナログ第1種、アナログ第2種または総合種）」の資格者証番号	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の交付番号	埼玉県知事3333
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	

(6) 比企広域市町村圏組合設計・調査・測量共通情報 【様式B-1号】

ア 「1 登録情報」について

(7) 登録情報については、“会社”としての情報を記入してください。

(イ) 「登録状況」欄については、申請日現在、申請が行える業務として登録している場合は“有り”を、登録していない場合は“無し”を“○”で囲んでください。

“有り”を“○”で囲んだ部門について、下の表の記入例のように「登録番号」欄及び「登録機関名」欄を左詰めで記入し、登録情報を証明する書類を提出してください。

(土地家屋調査士については、登録情報の記載は不要ですが、登録情報を証明する書類の提出は必要です。)

※ 注意

測量業者登録及び建築士事務所登録については、申請する事業所名を登録番号の後ろに括弧書きで記入してください。

ただし、申請する事業所で測量業登録及び建築士事務所登録がない場合は、会社として登録がある事業所名を登録番号の後ろに括弧書きで記入してください。

【記入例】

申請事業所：〇〇（株）東松山支店

登録業務：測量業者登録（東松山支店として登録がある）

建築士事務所登録（東松山支店として登録はないが、本店として登録がある）

・測量業者登録の記入例

第	1	2	3	5	5	号	(	東	松	山	支	店	)	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

・建築士事務所登録の記入例

第	1	2	3	4	5	号	(	本	店	)				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

※ 登録番号は、次の例に準じてください。

【例】・測量業者登録 → 第××〇△号（本店又は〇〇支店等）

・建築士事務所登録 → 第〇△〇号（本店又は〇〇支店等）

・地質調査登録 → 質〇〇第×△△号

・補償コンサルタント登録 → 補〇〇第〇〇××号

・建設コンサルタント登録 → 建〇〇第×〇〇△号

・不動産鑑定業者登録 → 登録第△〇×号

・計量証明事業登録 → 〇〇第××△△〇号

※ 登録機関名は、次の例に準じてください。

【例】「国土交通省関東地方整備局」、「埼玉県知事」

※ 失効している情報は記入しないでください。

【参考】計量証明事業登録以外の有効期限は5年です。

(ウ) 「登録・更新年月日」欄は、西暦で記入してください。なお、計量証明事業者登録などで複数登録がある場合は、最も古い日付を記入してください。

イ 「2 職員数」欄について

審査基準日現在の会社全体の情報を右詰めで記入してください。

(ア) 「設計・調査・測量に係る常勤役員・使用人」欄について

- ・「技術職員」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員の人数（実人数）を記入してください。なお、『設計・調査・測量』以外の業務（例：『建設工事』等）で申請している場合、そこに計上した人数は含めないでください。
- ・「その他」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員以外（技術者以外の常勤役員、経理従事者など）の人数（実人数）を記入してください。非常勤役員は役員の人数に含めないでください。なお、『設計・調査・測量』以外の業務（例：『建設工事』等）で申請している場合、そこに計上した人数は含めないでください。

(イ) 「設計・調査・測量以外の業務に係る常勤役員・使用人」欄には、『設計・調査・測量』以外の業務（例：『建設工事』等）の申請がある場合や、『設計・調査・測量』業務に関連のない事業（例：「販売」等）がある場合は、その合計人数（実人数）を記入してください。

(ウ) 「年間平均業務実績高」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る消費税抜きの実績高について、審査基準日前 2年間（24か月） の平均を千円未満の端数を切捨てて、右詰めで記入してください。

ウ 「3 技術職員等（設計・調査・測量に係る常勤役員・使用人）」について

この欄は、審査基準日現在の会社全体の技術職員の資格情報を記入してください。（上記イ(ア)で計上した人数の内訳となります。）

ただし、人数については、1名で複数の資格を持っている場合は、持っている資格全てを計上してください。（例：ある職員が技術士の「道路」と「測量士」の2つの資格を持っている場合、それぞれの項目に「1」人を計上することになります。よって、資格区分ごとに、延人数を記入することになります。また、合計職員数も延人数です。）

※ 重要

- ・法人が申請する場合は、会社全体の人数を記入してください。（1法人で複数の事業所で申請する場合は、すべての申請事業所のこの欄の数値は同じになります。）
- ・1名で同じ資格で等級の違う資格を取得している場合は、等級の上位の資格を記入してください。

(7) 比企広域市町村圏組合設計・調査・測量個別情報 【様式B－2号】

※ 重要

- ・測量業務、建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠を申請する場合は、申請事業所として登録されていなければ申請はできません。
- ・法人（個人事業者の場合は事業主）の代理人として申請できるのは5名までです。
- ・他の事業所が申請した業務を重複して申請することはできません。
- ・一度申請した業務を変更することはできません。

ア 「1 申請情報」について

- (7) 「登録状況」欄は、申請希望の有無に関わらず、様式 B－1号で記入した登録している業務について、“1 有り”を“○”で囲んでください。
- (イ) 「資格審査申請の有無」欄は、今回、申請を希望する業務について、“1 有り”を、申請しない業務は“0 無し”を“○”で囲んでください。
- (ウ) 『その他』の業務を申請希望する場合は、どのような業務を希望するのか、具体的に内容を記入してください。なお、不動産鑑定業務は「不動産鑑定」、補償説明業務は「補償説明」、土地家屋調査士業務は「登記業務」と記載してください。

イ 「2 関連（系列）業者情報」について

この欄は、次に掲げる項目に該当する場合であり、その関連（系列）業者が、建設産業関連の業務（建設業務、建設関係設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務）を行っているときに、その会社について4社まで記入してください。

- (7) 他社の発行済株式総数の100分の50以上を有しているとき
- (イ) 他社の出資総額の100分の50以上を有しているとき
- (ウ) 他社の代表権を有している役員がいるとき
- (エ) 特別な提携関係のある他社があるとき

ウ 「3 希望業務」欄について

- (7) 「実績割合」欄については、審査基準日前2年間（24か月）の実績を記入してください。

業務分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が100%となるように記入してください。（『設計・調査・測量』業種としての売上げ実績がない場合は、合計が“0%”となります。）

希望しない業務でも実績がある場合は、割合を記入してください。また希望している業務でも実績がない場合は“0%”を記入してください。

- (イ) 「希望」欄には、申請を希望する業務（詳細は別表2「設計・調査・測量」業務コードを参照）に”有”を記入してください。
- (ウ) 「0000 比企広域管内営業所の業務実績高の割合」欄には、審査基準日前2年間（24か月）の「設計・調査・測量業務に係る年間平均業務実績高」に占める「比企広域管内営業所（本店も含む。）の年間平均業務実績高」の割合を記入してください。

(8) 比企広域市町村圏組合物品納入・その他業務個別情報 【様式C-1号】

ア 「申請業種」欄中の「コード」欄、「申請業種名」欄、及び「受注希望業務分類コード」欄について

別表3「物品納入・その他業務」業務コードを参照して記入してください。業種分類の申請業種は**最大5業種まで申請**できます。

イ 「2年間の平均業務実績高」欄について

希望業種ごとの平均業務実績高について、審査基準日前2年間（24か月）の平均を、消費税抜きで、千円未満の端数を切捨てて、右詰めで記入してください。申請業種ベースの詳細な実績が分からない場合は、その割合で按分した数値で必ず記入してください。

ウ 「職員数」欄について

審査基準日現在で、申請した業務に係る職員の人数（実人数）を右詰めで記入してください。他の業種（例：『土木施設維持管理』等）に従事している人数は含めないでください。

4 添付書類について

(1) 提出部数について

提出部数は特に部数の指定がない場合は、申請業務数に関わらず 1 部です。

『“Ⅲ 提出書類”－“2 提出書類について”－“(1) 提出・添付書類一覧（共通）”』
(5～6 頁) も併せてご覧ください。

(2) 添付書類（共通）の説明について

ア 委任状【様式第 4 号】

(ア) 契約締結権限を持つ本店の代表者に代わって、支店長や営業所長又は本店内の役員・部長等の代理人に契約権限を委任して申請する場合に提出してください。

※「契約権限」とは、比企広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請、入札・見積り、契約締結、契約の履行、契約金額の請求・受領等、復代理人の選任、これらに付帯する一切の権限のことをいいます。

(イ)「受任者」の“㊞”と「競争入札参加資格審査申請書【様式第 1 号】」中、「事業所代表者氏名」欄の“㊞”とは同様の印を押印してください。

(ウ)「2 委任期間」については、次のとおり記入してください。

(1)については、実際の申請日～令和 7 年 3 月 31 日

(2)～(7)については、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

イ 使用印鑑届【様式第 5 号】

(ア) 申請事業所が本店であって、その代表者が代表権を持つ役員である場合に提出してください。

(イ) 申請事業所が本店の代表者（代表取締役等）以外である場合や、代表取締役間で委任を行う場合などは、「委任状」の様式を使用してください。

(ウ)「代表者印(実印)」と「使用印鑑」が同じである場合でも、両欄に押印してください。

(エ)「代表者印(実印)」と「競争入札参加資格審査申請書【様式第 1 号】」中、「事業所代表者氏名」欄の“㊞”とは同様の印を押印してください。

ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書《写し可》

(ア) 法人事業者のみ対象となります。

(イ) 申請日前 3 か月以内に発行されたものに限りします。

エ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その 3 の 3)《写し可》

(ア) 申請希望する法人が対象です。

(イ) 税務署が発行する申請日前 3 か月以内発行の納税証明書(様式「その 3 の 3」)を提出してください。

(ウ) 免税事業者の場合であっても、未納の税額がないことの証明書を必ず提出してください。

(エ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書については、申告先の税務署へお問い合わせください。

オ 法人市町村民税又は個人市町村民税の納税証明書《写し可》

(ア) 法人の場合

- a 比企広域管内に事業所（本店、支店、営業所等）がある法人が対象です。
- b 対象税目：法人市町村民税
- c 比企広域管内市町村税務担当課が申請日前3か月以内に発行した、比企広域管内市町村に納付した直近1事業年度分の法人市町村民税の納税証明書の写しを提出してください。
- d 比企広域管内に事業所を開設してから1事業年度を経っていない場合は、「所在証明」を提出してください。

(イ) 個人の場合

- a 比企広域管内に事業所等がある個人事業者が対象です。
- b 対象税目：個人市町村民税
- c 比企広域管内市町村税務担当課が申請日前3か月以内に発行した、比企広域管内市町村に納付した前年度分の個人市町村民税の納税証明書の写しを提出してください。
- d 非課税事業者である場合は、非課税証明書の写しを提出してください。

カ 身分（元）証明書《写し可》

- (ア) 個人事業者の方のみが対象となります。
- (イ) 申請日前3か月以内発行の証明書を添付してください。
- (ウ) 本籍地の市区町村で発行されます。
- (エ) この証明書は、地方自治法施行令第167条の4第1項を受けて提出していただくもので、次の「キ 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書」と両方そろって初めて証明されるものです。

キ 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書《写し可》

- (ア) 個人事業者の方のみが対象となります。
 - (イ) 申請日前3か月以内発行の証明書を添付してください。
 - (ウ) 証明書発行の間合せ先は以下のとおりです。ご不明な点は必ずお問い合わせください。
 - ・ 東京法務局民事行政部後見登録課【窓口・郵送発行可能】TEL：03-5213-1360
 - ・ さいたま地方法務局【窓口発行のみ】TEL：048-851-1000（代表）
- ※郵送発行の場合証明書が届くまでに10日前後要すると思われるので、余裕を持って申請してください。

ク 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）《写し可》

- (ア) 申請希望する個人事業者が対象です。
- (イ) 税務署が発行する申請日前3か月以内発行の納税証明書（様式「その3の2」）を提出してください。
- (ウ) 免税事業者の場合であっても、未納の税額がないことの証明書を必ず提出してください。
- (エ) 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書については、申告先の税務署へお問い合わせください。

ケ 組合員名簿【様式第6号】及び役員名簿【様式第7号】

- (ア) 事業協同組合、協業組合、企業組合等、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律及び同法施行令に規定する組合のみ提出してください。
- (イ) 申請日現在の名簿を提出してください。
- (ウ) 役員氏名・組合員名、その代表者氏名・営業所所在地を記入してください。
- (エ) 任意様式可とします。

コ 官公需適格組合の証明書の写し

官公需適格組合の証明を受けている組合のみ提出してください。

サ 障害者雇用状況報告書の写し及び 障害者雇用の証明書【様式第8号】

- (ア) 令和5年6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者については、所轄の公共職業安定所に提出した当該の「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- (イ) 上記(ア)の提出義務はなくても、申請日現在、実際に障害者を雇用している事業者については、「障害者雇用の証明書」(様式第8号)を提出してください。

シ ISO認証取得登録証の写し

- (ア) 県内・県外業者に関わらず、認証取得している場合は提出してください。
- (イ) なお、下記(ウ)～(オ)に該当するISOの認証を取得している場合のみ提出してください。
- (ウ) 認証取得している申請業務を対象とします。
(例：「建物管理等」の申請で、「物品販売」についての認証取得は対象となりません。)
- (エ) 対象規格
 - a ISO9000 シリーズ・・・ISO9001 又は ISO9002 を対象とします。
 - b ISO14000 シリーズ・・・ISO14001 を対象とします。
- (オ) 審査登録機関の取扱い
公益財団法人日本適合性認証協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行した登録証とします。

ス 代理申請する場合の委任状

- (ア) 行政書士が委任を受けて申請する場合に提出してください。
- (イ) 電話番号及びFAX番号を必ず記載してください。
- (ウ) 当該委任状の様式は任意です。

**提出書類に不備がないか「チェックリスト」
にてご確認の上、提出をお願いいたします。**